**あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付事業**

**目的**

物価高騰等に直面する障害福祉サービス事業所等を支援することを目的とする。

**事業概要**

○　対象経費　利用者等へ価格転嫁できない食材費、光熱水費及び燃料費の物価高騰相当分に当たる経費

○　対象者　以下の障害福祉サービス等を提供する事業所を運営する法人

　　①共同生活援助、短期入所

　　②-1居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

②-2生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

○　対象期間　令和４年１０月１日から令和５年３月３１日まで

○　補助基準額（延べ利用人数×単価の合計）

①共同生活援助及び短期入所：定員×１５８円×日数（前期　９２日、後期　９０日）

②-1：利用者数×４２円×日数（前期　最大９２日　後期　最大９０日）

②-2：利用者数×４２円×日数（前期　最大６０日　後期　最大６０日）

○　その他　申請については、前期（令和４年１０月から１２月まで）と後期（令和５年１月から３月まで）に分け、それぞれの実績に基づいて行う

事業概要

**対象経費の合計**

**（Ａ）**

（Ｃ）（Ｄ）を比較して

少ない方の額を支給

**利用者実費**

**徴収分（Ｂ）**

**対象経費**

**（Ｃ）**

**（Ｂ）は除く**

**補助金額のイメージ**

**補助基準額**

**（Ｄ）**

**支給額**